

平成24年度 第1回 学校給食北部センター運営委員会 会議次第

日 時 平成24年5月22日(火)

午後4時

場 所 北部センター会議室

1. 開 会

2. 委嘱書交付

3. 自己紹介

4. 平成24年度役員の選任について

5. 会長あいさつ

6. 会議事項

(1) 平成24年度事業計画について

(2) 平成24年度給食会計予算(案)について

(3) その他

7. 閉 会

平成24年度佐久市学校給食北部センター運営委員会役員（案）

役職名	平成24年度		平成23年度	
	学校名	氏名	学校名	氏名
会長	岩村田小学校長	棚澤 晴樹	中佐都小学校長	市川 正之
副会長	東小学校長	原 義和	岩村田小学校長	棚澤 晴樹
監事	浅間中学校長	高柳 元茂	東中学校長	佐藤 文博
監事	高瀬小学校長	荻原 周子	平根小学校長	原山 勝男
監事	浅間中学校PTA会長	佐藤 宏	東中PTA会長	渡邊 光彦
監事	平根小学校PTA会長	原 武志	岩村田小PTA会長	浅沼 明

運営委員会役員の年度別内訳

学校給食北部センター

年 度	会 長	副 会 長	監事中学校代表	監事小学校代表	監事中学校PTA代表	監事小学校PTA代表
平成8年度	東中	高瀬小	浅間中	平根小	浅間中	岩村田小
平成9年度	中佐都小	浅間中	東中	岩村田小	東中	平根小
平成10年度	岩村田小	平根小	浅間中	高瀬小	浅間中	東小
平成11年度	高瀬小	中佐都小	東中	東小	東中	中佐都小
平成12年度	東小	東中	浅間中	中佐都小	浅間中	高瀬小
平成13年度	浅間中	高瀬小	東中	平根小	東中	岩村田小
平成14年度	平根小	東中	浅間中	岩村田小	浅間中	平根小
平成15年度	東中	高瀬小	浅間中	東小	東中	東小
平成16年度	中佐都小	岩村田小	東中	高瀬小	浅間中	中佐都小
平成17年度	岩村田小	東小	浅間中	中佐都小	東中	高瀬小
平成18年度	高瀬小	浅間中	東中	平根小	浅間中	岩村田小
平成19年度	東小	平根小	浅間中	岩村田小	東中	平根小
平成20年度	浅間中	中佐都小	東中	東小	浅間中	東小
平成21年度	平根小	東中	浅間中	高瀬小	東中	中佐都小
平成22年度	東中	高瀬小	浅間中	中佐都小	浅間中	高瀬小
平成23年度	中佐都小	岩村田小	東中	平根小	東中	岩村田小
平成24年度	岩村田小	東小	浅間中	高瀬小	浅間中	平根小

平成24年度 佐久市学校給食北部センター運営委員会名簿

職 名	氏 名	電 話	職 名	氏 名	電 話
岩村田小学校長	糊澤 晴樹		PTA会長	丸山雄一郎	
平根小学校長	原山 勝男		PTA会長	原 武志	
中佐都小学校長	平嶋 登		PTA会長	萩原 茂雄	
高瀬小学校長	萩原 周子		PTA会長	御園生 広次	
東小学校長	原 義和		PTA会長	中野 直哉	
浅間中学校長	高柳 元茂		PTA会長	佐藤 宏	
東中学校長	佐藤 文博		PTA会長	堀田 正志	
学 校 医	菅原 敏明		学校薬剤師	市川 真人	
学校教育部長	花里 英一				
事 務 局					
学校給食課長	丸山 陽造				
企画幹	渡辺 和男				
事業係長	高橋 浩一				
栄養教諭	黒澤 真弓				
栄 養 士	原 砂織				
栄 養 士	木内 素子				

平成24年度学校給食北部センター事業計画

1 学校給食の目標

- (1) 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- (2) 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- (3) 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- (4) 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- (5) 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- (6) 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- (7) 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

2 学校給食摂取基準及び献立栄養量

文部科学省より示されている栄養量の基準と食品構成にそって、1ヶ月平均して基準量を満たすように作成されている。

区分	児童 (6～7才) の場合	児童 (8～9才) の場合	児童 (10～11才) の場合	生徒 (12～14才) の場合
エネルギー kcal	560	660	770	850
たんぱく質 g	16	20	25	28
脂 質	摂取エネルギー全体の25～30%			
カルシウム mg	300	350	400	420
鉄 mg	3	3	4	4
ビタミンA μg	130	140	170	210
ビタミンB1 mg	0.4	0.4	0.5	0.6
ビタミンB2 mg	0.4	0.5	0.5	0.6
ビタミンC mg	20	23	26	33
食物繊維 g	5.5	6.0	6.5	7.5
食塩相当量 g	2	2.5	3	3
マグネシウム mg	70	80	110	140
亜鉛 mg	2	2	3	3

(平成20年10月23日付改定)

※小学校中学年は基準量とし、低学年0.9、高学年1.1、中学校1.3倍を目安に量を調整し献立を作成する。

3 学校給食の内容

(1) 実施内容

- ① 主食 ・米飯 月、水、金 ・パン 火、木 ・めん 木 (年16回)
- ② 牛乳 毎食1本 (200cc)
- ③ 副食
 - ・ 地元でとれた野菜やくだものを積極的に取り入れる。
 - ・ 郷土食 (鯉、ふなの甘露煮、矢島の凍み豆腐、野沢菜漬など) や行事食 (七夕、ひなまつり、土用の丑の日、クリスマス、冬至、節分、入学、卒業など)、伝統食 (青ばつ、切干大根、凍み豆腐、鯉、ふななど) を取り入れる。
 - ・ 魚、大豆製品、海草、色の濃い野菜など子どもたちに嫌われがちな食品は工夫して食べやすいよう調理する。
 - ・ 家庭と同じく、多くの種類の食品にふれさせるよう工夫して取り入れる。
 - ・ 無添加、低無農薬、遺伝子組み替え食品などについて留意する。

(2) 調理作業

- ① 可能な限り、手作りや食材の手切りをこころがける。
- ② 文部科学省「学校給食衛生管理基準」と厚生労働省基準に基づき管理運営し、食品の衛生的な取扱い、適切な加熱・冷却処理、洗浄の徹底など衛生面に十分な注意を払い、食中毒など事故防止を徹底する。

(3) 食品の安全性

安全で良質な食材料の選定に努める。

(4) アレルギー対応

「佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要領」に基づき、実施を希望する保護者からのアレルギー対応食意向調査票及び医師の診断によるアレルギー対応食指示書の提出により、関係者による面談・申請手続きを行いアレルギー対応食を提供していく。

4 学校別給食数と配送時間

学校名	給食数	配送到着時間	給食開始時間	給食日数
岩村田小学校	1, 110	11:30 11:40	12:35	205
平根小学校	215	11:40	12:35	204
中佐都小学校	354	12:10	12:30	200
高瀬小学校	230	11:55	12:20	202
東小学校	388	12:15	12:30	201
浅間中学校	808	12:18	12:40	199
東中学校	345	12:08	12:40	202

配送車 4台

給食センターの稼働日数 216日

5 給食費

1食あたり 小学生 260円 中学生 300円

6 職員構成

課長 1人(兼務)

企画幹 1人(兼務)

係長 1人

栄養士 3人(県職員2人、市職員1人(アレルギー担当))

調理員 19人(正規職員4人、嘱託職員13人、臨時職員2人)

7 年間計画

年間計画(学校、家庭との連携を密にし事業を行う。)

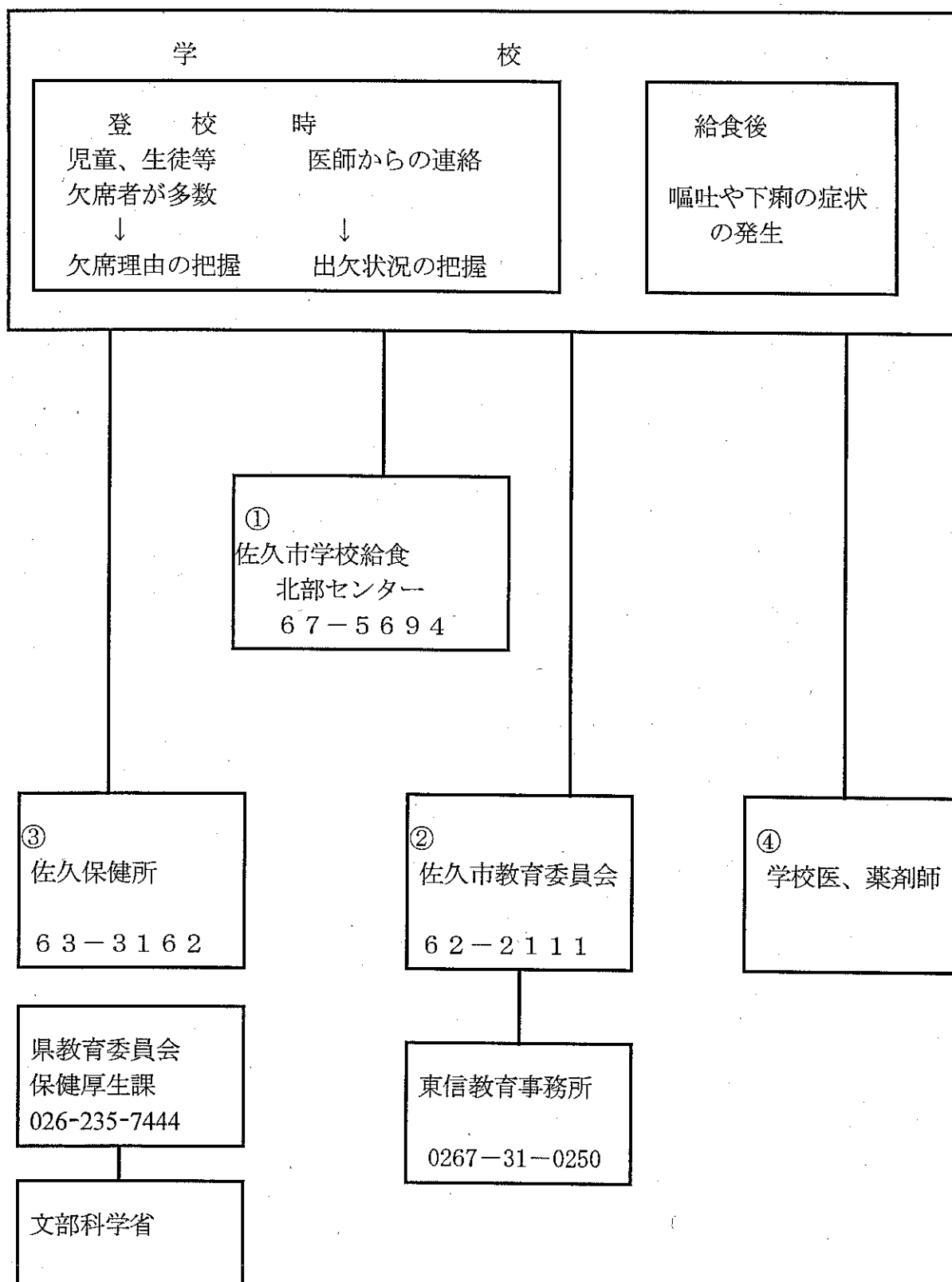
- ・ 運営委員会 年3回開催 5月、11月、3月
- ・ 献立委員会、年2回開催 6月、3月
- ・ 連絡ノートの交換(毎日)
- ・ 献立表、給食便りの配布(毎月・家庭配布)
- ・ 献立カレンダーの配布(毎月・各クラス配布)
- ・ 希望献立(各校年1回)
- ・ 栄養士、調理員による学校訪問(各クラス)
- ・ 給食連絡簿(かけはし)の交換(各クラス)
- ・ 試食会(センター又は学校にて実施)
- ・ センター見学(児童・生徒・PTA)
- ・ 給食週間時の栄養士の話(依頼により実施)
- ・ 食に関する授業(依頼により実施)
- ・ 学校保健委員会、PTA研修等での食の話(依頼により実施)

平成24年度 献立年間計画

佐久市学校給食北部センター

月	月目標	献立作成のポイント	行事食等	食品	指導内容	その他
4月	給食のきまりやマナーを覚えて楽しい給食にしよう。	入学、進級を祝う献立。新入生が食べやすいよう調理の工夫。	入学・進級祝 春を感じる献立	ちんげん菜、筍 キャベツ・菜の花 新玉ねぎ あまなつ	給食のきまりを知る。 正しい食事のあり方を身につける。	献立委員会
5月	バランスのよい食事をしよう。	成長期に必要なバランスのとれた献立。	子どもの日	アスパラ こかぶ・かつお 新じゃが	小、中学生に必要なバランスのとれた食事を理解する。	運営委員会 学校訪問
6月	骨や歯を丈夫にしよう。	カルシウム摂取を考慮した献立。 よく噛んで食べる献立。	虫歯予防デー かみかみ献立 希望献立	梅・メロン・びわ さくらんぼ	カルシウムの働きを知り、必要量を摂取できるように努力する。	学校訪問
7月	暑さに負けない食事をしよう。	暑さに負けない食品をとり入れた献立。	七夕 土用丑の日 希望献立 暑さに負けない献立	トマト・なす きゅうり・オクラ うなぎ・プラム すいか	夏の体の特性を知り暑さに負けない体を作るための食事を知る。	学校訪問
8月	規則正しい食事をしよう。	生活のリズムと食事を関連付ける献立。		かぼちゃ・なす ピーマン きゅうり・トマト	朝食の必要性 三食の重要性と間食の役割を理解する。	学校訪問
9月	規則正しい食事をしよう。	運動量の多い月なので量と質の配慮をする。	十五夜 希望献立 防災の日 運動会応援献立	里芋・ごぼう かぼちゃ・冬瓜 梨・ブルーベリー さんま・さば	三食の重要性と間食の役割を理解する。	学校訪問
10月	好き嫌いしないで食べよう。	秋の味覚、産物を取り入れた献立。	希望献立 体育祭応援献立	じゃがいも サツマイモ きのこ・くり いわし・さんま サバ	偏食の害を知り、バランスのよい食事をするように努力する。	学校訪問
11月	感謝して食べよう。	秋の味覚、産物を取り入れた献立。	希望献立	里芋・人参 きのこ たら・鮭 白菜・大根 柿・りんご	食べ物を大切にす る気持ちを持つ。 作る人への感謝の 気持ちを持つ。	学校訪問
12月	寒さに負けない食事をしよう。	寒さに負けない食品をとり入れた献立。	クリスマス 冬至 年越し 希望献立 あったか献立	白菜・ねぎ チンゲン菜 ほうれん草・かぶ 水菜・ブロッコリー りんご・みかん 佐久鯉	冬の体の特性を知り、寒さに負けない体を作るために必要な食品を知る。	学校訪問
1月	郷土の食べ物を知ろう。	郷土に伝わる食材を使って献立や行事に関連した献立。	七草 鏡開き 給食記念日	せり・なずな 大根・小松菜 佐久鯉・白菜 ぼんかん・苺	郷土に伝わる食べ物や行事食を知る。 給食の歴史を知る。	学校訪問
2月	食事と健康の関係を理解しよう。	貧血など病気を予防するための栄養について考慮した献立。	節分 希望献立 かぜ予防献立	ほうれん草 白菜・三つ葉 いわし・豆 いよかん・苺	生涯の健康を配慮した望ましい食生活のあり方を理解する。	献立委員会 学校訪問
3月	食生活の反省をしよう。	卒業を祝う献立。	ひなまつり 卒業祝	お赤飯・春菊 さわら・三つ葉 でこぼん	望ましい食生活への関心をもてるようになったか1年間のまとめをする。	運営委員会

学校給食事故（伝染病、食中毒）発生時の対応



○佐久市学校給食センター条例

平成17年4月1日条例第197号

改正

平成20年3月27日条例第24号

佐久市学校給食センター条例

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、学校給食調理等の業務を処理するため、学校給食センターを設置する。

(名称、位置及び給食する学校)

第2条 学校給食センターの名称、位置及び給食する学校は、次のとおりとする。

名称	位置	給食する学校
佐久市学校給食南部センター	佐久市原563番地1	野沢中学校、中込中学校、野沢小学校、泉小学校、岸野小学校及び中込小学校
佐久市学校給食北部センター	佐久市長土呂64番地22	浅間中学校、東中学校、岩村田小学校、平根小学校、中佐都小学校、高瀬小学校及び東小学校
佐久市学校給食臼田センター	佐久市田口6450番地	臼田中学校、臼田小学校、田口小学校、青沼小学校及び切原小学校
佐久市学校給食浅科センター	佐久市甲2003番地1	浅科中学校及び浅科小学校
佐久市学校給食望月センター	佐久市協和6925番地	望月中学校及び望月小学校

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日条例第24号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

○佐久市学校給食センター条例施行規則

平成17年4月1日教育委員会規則第19号

改正

平成20年3月28日教委規則第4号

佐久市学校給食センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐久市学校給食センター条例（平成17年佐久市条例第197号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 佐久市学校給食センター（以下「給食センター」という。）に次の表の左欄に掲げる課を置き、同表の右欄に掲げる係を置く。

課	係
学校給食課	学校給食南部センター事業係 学校給食北部センター事業係 学校給食白田センター事業係 学校給食浅科センター事業係 学校給食望月センター事業係

(業務)

第3条 給食センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学校給食の物資の購入、調理及び配送に関すること。
- (2) 学校給食用器具の管理及び整備に関すること。
- (3) 学校給食の調理の研究及び調査に関すること。
- (4) 学校給食の会計の事務に関すること。
- (5) 給食センターの設置及び統廃合に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、給食センターの運営に必要なこと。

(職員の職)

第4条 給食センターに次の職を置く。

- (1) 課長
- (2) 課長補佐又は係長
- (3) 主事又は技師
- (4) 主事補又は技師補
- (5) 書記又は技手

2 前項に規定するもののほか、教育委員会が必要と認めるときは、別に定める職を置くことができる。この場合においては、佐久市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則（平成17年佐久市教育委員会規則第6号）の規定を準用する。

(職に充てる職員)

第5条 前条に規定する職は、事務職員又は技術職員をもって充てる。

(課長等の職務)

第6条 課長は、上司の命を受けて給食センターの管理及び運営に関する業務を統括し、所属職員を指揮監督する。

2 課長補佐又は係長は、上司の命を受けて業務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

3 主事、技師、主事補、技師補、書記及び技手は、上司の命を受けて事務又は技術に従事する。

(その他の職員)

第7条 給食センターに事務職員又は技術職員のほか、業務職員を置く。

2 業務職員は、上司の命を受けて給食業務に従事する。

(専決)

第8条 課長の専決事項は、佐久市教育委員会事務局処務規程（平成17年佐久市教育委員会訓令第2号）の規定を準用する。

(課長の旅行)

第9条 課長が旅行する場合は、出発の日の2日前までに教育委員会に届け出てその承認を受けな

ればならない。

(施設及び設備の管理)

第10条 課長は、業務を円滑に運営するため施設及び設備を正常な状態に維持するように努めなければならない。

(防災及び警備等)

第11条 課長は、毎年度の始めにおいて、給食センターの防災及び警備の計画を作成し、教育委員会に提出しなければならない。この場合において、学校に併設されている給食センターにあつては、防災及び警備の計画の作成に当たり、当該学校長と協議するものとする。

2 職員は、課長の定めるところにより、給食センターの防災及び警備の任務を分担しなければならない。

(業務の計画)

第12条 課長は、毎年3月末日までに翌年度の業務計画を定め、教育委員会に提出しなければならない。

(業務の報告)

第13条 課長は、別に定めるところにより給食センターにおける業務の成果を教育委員会に報告しなければならない。

(事故の報告)

第14条 課長は、重大な事故が発生したときは、速やかにその状況を教育委員会に報告しなければならない。

(運営委員会)

第15条 給食センターの円滑な運営を図るため、諮問機関として、給食センターに運営委員会を置く。

2 運営委員会は、次に掲げる者をもって組織し、委員の任期は、その職の在任中とする。

(1) 給食を受ける小・中学校長

(2) 給食を受ける小・中学校のPTAを代表する者

(3) 学校医を代表する者 1人

(4) 学校薬剤師を代表する者 1人

(5) 識見を有する者 若干人

3 運営委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

4 会長は、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営委員会の任務)

第16条 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 給食費の決定及び給食の経理の認定に関すること。

(2) 給食の献立方針に関すること。

(3) 学校給食に関する諸般の調査及び研究

(4) 前3号に掲げるもののほか、学校給食に関し必要と認めた事項

(運営委員会の会議)

第17条 会長は、必要に応じ、運営委員会を招集し、会議の議長となる。

(献立委員会)

第18条 給食の充実を図るため、給食センターに献立委員会を置く。

2 献立委員会は、給食を受ける小・中学校長を代表する者、栄養士、学校給食主任及び給食を受ける小・中学校のPTAを代表する者をもって組織する。

(監査)

第19条 給食センターに監事を置き、給食の経理を監査する。

2 監事は、学校長及びPTAを代表する者をもって充てる。

3 監査は、年2回行うものとし、その結果を教育委員会及び運営委員会に報告するものとする。

(簿冊その他)

第20条 給食センターに次に掲げる簿冊を備え付け、整理しなければならない。

(1) 出勤簿

(2) 超過勤務命令簿

- (3) 休暇欠勤承認簿
- (4) 出張命令簿
- (5) 物資受払簿
- (6) 栄養摂取状況記録簿
- (7) 献立表
- (8) 業者別仕入帳
- (9) 調定簿
- (10) 領収証つづり
- (11) 給食日誌
- (12) 前各号に掲げるもののほか、管理運営に必要な簿冊
(補則)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の佐久市学校給食センター管理規則（昭和41年佐久市教育委員会規則第2号）、臼田町学校給食センター規則（昭和41年臼田町教育委員会規則第2号）、浅科村学校給食共同調理場管理規則（昭和57年浅科村教育委員会規則第1号）又は、望月町学校給食共同調理場管理運営規則（平成16年望月町教育委員会規則第1号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年3月28日教委規則第4号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

平成 24 年 度

佐久市学校給食北部センター給食会計予算書(案)

佐久市学校給食北部センター

平成24年度佐久市学校給食北部センター給食会計予算

平成24年度佐久市学校給食北部センター給食会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ195,231,000円と定める。

平成24年5月22日 提出

学校給食課長 丸山陽造